

広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

下水道河川局神奈川水再生センター所管保土ヶ谷ポンプ場に広告看板を設置する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	下水道河川局神奈川水再生センター所管保土ヶ谷ポンプ場
施設概要	ポンプ場 (汚水を水再生センターに送るためのポンプや、雨水を川へ排水するためのポンプが設置されている下水道施設です。特に大雨の際には街を浸水被害から守る役割があります。) ----- 屋外広告物に該当します。
所在地(場所)	横浜市保土ヶ谷区天王町2丁目43番地
広告設置場所	横浜市下水道河川局保土ヶ谷ポンプ場内 交差点側 ※近隣にマンション及び大型スーパー有り。(第1種住居地域)
広告掲出期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日

■広告料

掲出場所	スペース(縦×横)	枠数	予定価格(1枠、税込)
保土ヶ谷ポンプ場内 (地図及び広告看板設置場所参照)	2,400mm×4,800mm	1枠	公表しません

■広告掲出にあたっての留意点

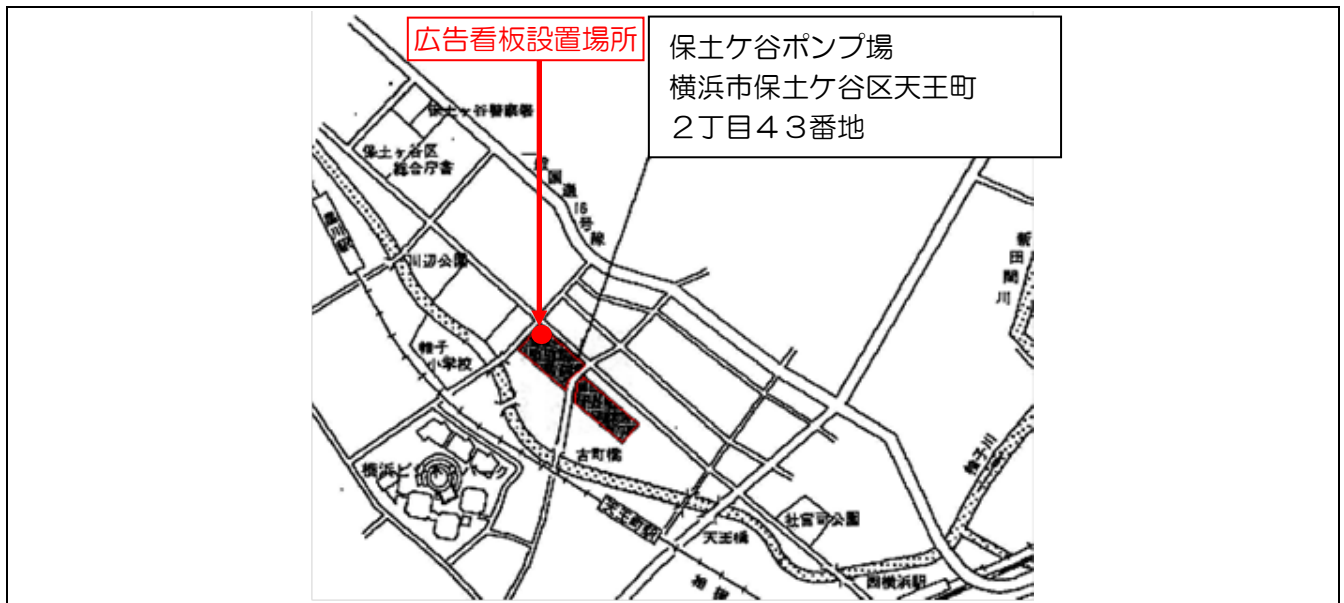
広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市屋外広告物条例、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してください。 ○事業の実施にかかる費用(広告看板の製作、設置、管理、撤去、広告主の募集等)については、全て広告掲出事業者にご負担いただきます。
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年2月3日(月)までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○令和7年2月28日(金)までに、審査が完了した確定原稿及び設置に必要な図面等提出してください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○広告の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 なお、広告看板の設置、撤去等にかかる費用は、事業者の負担により行ってください。 ○広告看板の設計、設置、撤去にあたっては、安全配慮及び保守を十分に行うとともに、周辺の景観に配慮したデザイン等について、制作前に協議を行ってください。
下水道占用許可	<ul style="list-style-type: none"> ○広告を掲出する箇所について、横浜市下水道条例第24条および同施行規則第35条の規定に基づく公共下水道占用許可を受けていただき、広告料とは別に、公共下水道占用許可に係る占用料をお支払いいただく必要があります。令和6年度の占用料は年額190,756円です。占用料は土地の評価額及び占用面積、並びに看板面積を基に算定しているため、毎年変更があります。
屋外広告物に係る手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○広告掲出の30日前までに横浜市屋外広告物条例に基づく設置許可申請を行ったうえで、定められた納期限までに手数料の納付を行ってください。 ○接地点から看板の上端(照明装置等を含む)までの高さが4mを超える場合は、横浜市屋外広告物条例に基づき、所定の資格を有する「維持管理主任者」を設置する義務が生じます。 ○掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。 (参考) 屋外広告物の申請及び届出の手続き 横浜市 (yokohama.lg.jp)

そ の 他	○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○広告掲出終了後は現状復帰をしていただきます。 ○広告の掲出により損害が生じた場合は、補償及び賠償を行ってください。
-------	---

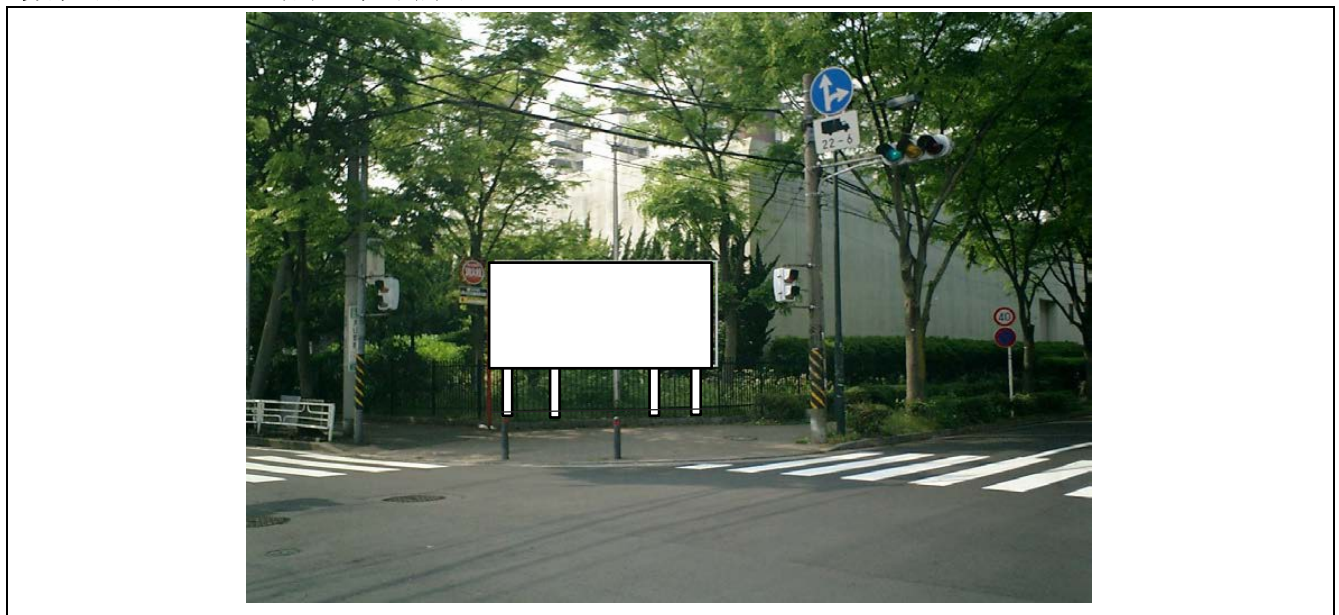
■申込み

申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申 込 方 法	申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へ郵送又はご持参ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
事業者選定方法	見積合せ
募 集 開 始 日	令和6年11月20日（水）
申 込 期 間	令和6年11月20日（水）～令和6年12月20日（金）17時
申 込 先	（担当課名）横浜市下水道河川局 施設管理課 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 （TEL/FAX）TEL 045-671-3969 /FAX 045-641-4870 （Eメール）gk-shisetsukanri@city.yokohama.lg.jp

■地図



■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



広告掲載申込書（施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	下水道河川局神奈川水再生センター所管保土ヶ谷ポンプ場内看板		
	広告内容			
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 下水道河川局神奈川水再生センター所管保土ヶ谷ポンプ場内看板

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。